

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	宮崎市 予防接種に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

宮崎市長

## 公表日

令和5年3月1日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	<p>予防接種法に基づく定期予防接種、及び宮崎市が行政措置として実施する任意予防接種を実施する。業務を受託する医療機関との協議と委託料の支払い等の事務を行なう。 特定個人情報には次の事務に利用する。</p> <p>①接種対象者の確認と通知 ②接種の記録とその管理 ③事故報告と健康被害の救済措置 ④未接種者への勧奨通知</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	<p>1. 予防接種履歴の入力 2. 予防接種台帳の検索 3. 対象者のデータ抽出 4. 委託料の支払い明細書の出力 5. その他上記に関連する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等      [ ] 税務システム [ ] その他 ( )</p>
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能 (1)サーバ内の宛名データベースのセットアップ (2)宛名の異動データを取り込み、宛名データベースへ反映 (3)個人番号にて同一人物判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理 (4)宛名データベースの検索、参照、更新 (5)オンラインで入力したデータを業務システムに連携 (6)団体内統合宛名番号を業務システムに連携</p> <p>2. 情報提供機能 (1)中間サーバに連携する各業務情報をデータベースへセットアップ (2)各業務の異動データを取り込み、データベースに反映 (3)各業務情報を一括で中間サーバに連携 (4)各業務の異動情報を中間サーバに連携</p> <p>3. 情報照会機能(他機関への情報照会) (1)各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、オンラインにて表示する。 (2)情報照会の対象者情報を基に中間サーバに情報を要求し、一括ファイルを作成する。</p> <p>4. 符号要求 (1)処理通番を要求、受信し、符号要求データを住記システム(既存住民基本台帳システム)に送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバ )</p>

システム3									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	<p>中間サーバは、情報提供ネットワークシステム、団体内統合宛名システムとのデータ受け渡しを行うことで、符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 符号管理機能 :情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</li> <li>2. 情報照会機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</li> <li>3. 情報提供機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</li> <li>4. 既存システム接続機能 :中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</li> <li>5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</li> <li>6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</li> <li>7. データ送受信機能 :中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</li> <li>8. セキュリティ管理機能 :セキュリティを管理する機能</li> <li>9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</li> <li>10. システム管理機能 :バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</li> </ol> <p>(※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
予防接種台帳ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第9条（利用の範囲）別表第一第10項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第10条</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                      1) 実施する                      2) 実施しない                      3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。）</li> </ul> <p>[情報提供の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第二（16の2、16の3の項）</li> <li>・別表第二主務省令（第12条の2、第12条の2の2）</li> </ul> <p>[情報照会の根拠]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第二（16の2、17、18、19の項）</li> <li>・別表第二主務省令（第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2）</li> </ul>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	（成人、高齢者の予防接種に関すること） 宮崎市健康管理部健康支援課 （小児の予防接種に関すること） 宮崎市子ども未来部親子保健課
②所属長の役職名	（成人、高齢者の予防接種に関すること） 健康支援課長 （小児の予防接種に関すること） 親子保健課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種対象者及び予防接種済みの者
その必要性	予防接種状況を把握するために、接種履歴を管理する必要がある。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号: 住民であることの確認</li> <li>・その他識別番号: 対象者を正確に把握するために保有</li> <li>・4情報: 予防接種の事務遂行と接種歴の保管のために保有</li> <li>・連絡先: 予防接種事故等に対応する際連絡先が必要</li> <li>・その他住民票関係情報: 異動等の年月日確認のために保有</li> <li>・健康・医療関係情報: 予防接種歴の保管のために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月29日
⑥事務担当部署	(成人、高齢者の予防接種に関すること) 宮崎市健康管理部健康支援課 感染症係 (小児の予防接種に関すること) 宮崎市子ども未来部親子保健課 医療給付係

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 都道府県、他市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )
③使用目的 ※	本人確認をし、予防接種記録を正確に管理する。
④使用の主体	使用部署 (高齢者の予防接種に関すること) 宮崎市健康管理部健康支援課 (小児の予防接種に関すること) 宮崎市子ども未来部親子保健課
	使用者数 [ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種対象者の抽出</li> <li>・予防接種履歴の入力と確認</li> <li>・統計データ出力</li> </ul>
情報の突合	本人を検索し、住民情報、接種履歴を確認する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	健康管理システム運用、法改正対応	
①委託内容	システムの運用管理、法改正対応などを行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 宮崎支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	健康管理システムへのデータ入力	
①委託内容	予防接種予診票を基に健康管理システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	入札による業者選定	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜本市における措置＞

1. 本市では別紙「特定個人情報ファイル記録項目」の情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。
  - ・サーバ室の入口でチェックを行い、サーバの操作を許可された人だけが入場できる場所に施錠されたサーバラック内にサーバを設置している。
  - ・入退室は鍵の使用簿により管理している。
  - ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置等を付設している。
2. 火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備の完備や消火器具の設置を行っている。
3. 紙媒体については、施錠可能な場所に保管している。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

1. 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
2. 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考

—

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<健康管理システム>

(1) 識別情報

- ① 個人番号
- ② 健康管理番号
- ③ 住民票コード

(2) 連絡先等情報

- ① 氏名情報
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 続柄
- ⑤ 住民となった年月日
- ⑥ 住民となった事由
- ⑦ 住民区分(日本人、外国人)
- ⑧ 世帯主情報
- ⑨ 現住所情報
- ⑩ 住所を定めた年月日
- ⑪ 前住所情報、転入元住所情報、転出先住所情報
- ⑫ 消除情報
- ⑬ 通称(外国人住民のみ)の記載
- ⑭ 転出予定者情報
- ⑮ 電話番号

(3) 業務関係情報

- ① 予防接種歴

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
予防接種台帳ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置                      (1)届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。                      (2)予防接種歴の入手については複数項目の本人情報の確認を行なっている。</p> <p>2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置                      (1)予防接種歴の記載箇所を明確化し、不要な情報は記載されない様式となっている。                      (2)システムに入力する情報は予診票等に記載された内容を番号化し、入力する仕様になっている。                      (3)入力内容の点検は入力を行った者以外のものが確認する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>健康管理システムの端末は、権限を与えられた者のみがパスワード及び静脈認証で操作できる。</li> <li>健康管理システムの端末の画面は、来庁者の目に触れないよう設置する。</li> </ul>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康管理システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないう制限する。</li> <li>健康管理システムには、予防接種事業に関係のない情報を保有しない。</li> <li>市で定める個人番号利用事務実施者以外(予防接種事業の事務実施者以外)から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないうシステムで アクセス制御を行っている。</li> <li>団体内統合宛名システムにおいては個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザIDとパスワード及び静脈による認証を行っている。</li> <li>認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限している。</li> <li>パスワードについては、定期的に変更している。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>端末の画面設定などにより、長時間個人情報が表示されたままになる状況をなくす。</li> <li>端末の画面は、市民から見えない位置に設置することを徹底する。</li> <li>個人情報の印刷は最小限にとどめ、不要な印刷物の処分を徹底する。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報保護条項として以下を定めている。 ・第三者への提供・開示・漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・契約終了後の返還・廃棄・消去 ・安全管理体制の整備・確保・報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書において、「受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。」としている。許可した場合は、通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ○ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアの措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWA N等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ、端末(パソコン)、記録媒体、紙課税資料等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器リース終了による返却の場合も、同様とする。</li> <li>・紙文書は、溶解又はシュレッダー処分を行う。</li> <li>・電磁的な記録媒体は、破砕処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する。</li> <li>・サーバ、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行う。</li> <li>・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。</li> </ul>		

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、守秘義務を含む必要な知識の習得に資するための研修を実施している。併せて不正な取扱いが重大な罪であることを十分に周知する。
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	(成人、高齢者の予防接種に関すること) 宮崎市健康管理部健康支援課(市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2 電話番号 0985-29-5286 (小児の予防接種に関すること) 宮崎市子ども未来部親子保健課(市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2 電話番号 0985-73-8200
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年12月21日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 5. 個人情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[別表第二における情報提供の根拠] なし [別表第二における情報照会の根拠] (17, 18, 19の項)	[別表第二における情報提供の根拠] (16の2の項) [別表第二における情報照会の根拠] (16の2、17, 18, 19の項)	事前	番号法の改正による
平成28年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 壹岐 富美雄	課長 米良 博子	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年9月予定	平成28年1月29日	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[ ]地方公共団体・地方独立行政法人( )	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(都道府県、他市区町村)	事前	番号法の改正による
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	事前	番号法の改正による
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ・提供・移転の有無	[○]行っていない	[○]提供を行っていない(1)件 ※「提供先1①～⑦」に必要事項を記載	事前	番号法の改正による
平成28年4月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない(提供)	[ ] 接続しない(提供) ※「リスク2: 不正な提供が行われるリスク」に必要事項を記載	事前	番号法の改正による
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	宮崎市健康管理部健康支援課	(高齢者の予防接種に関すること)宮崎市健康管理部健康支援課 (小児の予防接種に関すること)宮崎市福祉子ども未来局親子保健課	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 米良 博子	(高齢者の予防接種に関すること)健康支援課長 木原 美輝男 (小児の予防接種に関すること)親子保健課長 米良 博子	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	宮崎市健康管理部健康支援課感染症係	(高齢者の予防接種に関すること)宮崎市健康管理部健康支援課 感染症係 (小児の予防接種に関すること)宮崎市福祉子ども未来局親子保健課 育児支援係	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体—使用部署	宮崎市健康管理部健康支援課	(高齢者の予防接種に関すること)宮崎市健康管理部健康支援課 (小児の予防接種に関すること)宮崎市福祉子ども未来局親子保健課	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用—リスク2—ユーザ認証の管理—具体的な管理方法	・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。	・ユーザIDとパスワード及び静脈による認証を行っている。	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	宮崎市健康管理部健康支援課(市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2 電話番号 0985-29-5286	(高齢者の予防接種に関すること)宮崎市健康管理部健康支援課(市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2 電話番号 0985-29-5286 (小児の予防接種に関すること)宮崎市福祉子ども未来局親子保健課(市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2 電話番号 0985-73-8200	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10の項)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	重要な変更事項でないため

平成30年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (16の2の項) [別表第二における情報照会の根拠] (16の2、17、18、19の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠] ・別表第二(16の2の項) ・別表第二主務省令(第12条の2) [情報照会の根拠] ・別表第二(16の2、17、18、19の項) ・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2)	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(2) 件	(1) 件	事後	平成29年度で委託期間が終了し、平成30年度から直営に移行したため。
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容～④再委託の有無	健康管理システムへのデータ入力	削除	事後	平成29年度で委託期間が終了し、平成30年度から直営に移行したため。
平成30年7月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年7月1日	平成30年7月1日	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・別表第二(16の2の項) ・別表第二主務省令(第12条の2)	[情報提供の根拠] ・別表第二(16の2、16の3の項) ・別表第二主務省令(第12条の2、第12条の2の2)	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	(高齢者の予防接種に関すること)健康支援課長 木原 美輝男 (小児の予防接種に関すること)親子保健課長 米良 博子	(高齢者の予防接種に関すること)健康支援課長 (小児の予防接種に関すること)親子保健課長	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(1) 件	(2) 件	事後	直営から委託に移行したため。
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容～④再委託の有無	—	健康管理システムへのデータ入力	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものを除く) 提供先1	番号法第19条第7号別表第二の第3欄(情報提供者)に定める都道府県知事又は市町村長(16の2)	別表第二第一欄(情報照会者)に定める都道府県知事又は市町村長(16の2、16の3)	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第一欄が「市町村長」である項のうち 第二欄が「予防接種法による予防接種の実施」を含むもの(16の2)	別表第二第一欄が「都道府県知事又は市町村長」である項のうち、第二欄が「予防接種法による予防接種の実施」を含むもの(16の2、16の3)	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものを除く) 提供先1 ②提供先における用途	別表第二第二欄に掲げる「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」(16の2)	別表第二第二欄に掲げる「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」(16の2、16の3)	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものを除く) 提供先1 ③提供する情報	別表第二第四欄に掲げる「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」(16の2)	別表第二第四欄に掲げる「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」(16の2、16の3)	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 (2)連絡先等情報	—	「⑮電話番号」の追加	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	III リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	予防接種事務関連ファイル	予防接種台帳ファイル	事後	重要な変更事項でないため

令和1年6月27日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手-特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・健康管理システムの端末は、権限を与えられた者のみがパスワードで操作できる。	・健康管理システムの端末は、権限を与えられた者のみがパスワード及び静脈認証で操作できる。	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成30年7月1日	令和1年6月1日	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	(小児の予防接種に関すること)宮崎市福祉部子ども未来局親子保健課	(小児の予防接種に関すること)宮崎市子ども未来部親子保健課	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	(小児の予防接種に関すること)宮崎市福祉部子ども未来局親子保健課 育児支援係	(小児の予防接種に関すること)宮崎市子ども未来部親子保健課 育児支援係	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体-使用部署	(小児の予防接種に関すること)宮崎市福祉部子ども未来局親子保健課	(小児の予防接種に関すること)宮崎市子ども未来部親子保健課	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	・健康管理システムには、健康増進事業に関係のない情報を保有しない。 ・市で定める個人番号利用事務実施者以外(健康増進事業の事務実施者以外)から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行っている。	・健康管理システムには、予防接種事業に関係のない情報を保有しない。 ・市で定める個人番号利用事務実施者以外(予防接種事業の事務実施者以外)から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行っている。	事後	文言の修正
令和2年10月21日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	(小児の予防接種に関すること)宮崎市福祉部子ども未来局親子保健課(市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2 電話番号 0985-73-8200	(小児の予防接種に関すること)宮崎市子ども未来部親子保健課(市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2 電話番号 0985-73-8200	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和1年6月1日	令和2年10月21日	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	番号法の改正による見直し
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼動監視、法改正対応などを行う。	システムの運用管理、法改正対応などを行う。	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	委託事項1 ②委託内容	富士通株式会社 宮崎支店	富士通Japan株式会社 宮崎支社	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	委託事項1 ④再委託の有無～⑥再委託事項	再委託する	再委託しない	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発-具体的な方法	・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、守秘義務を含む必要な知識の習得に資するための研修を実施している。併せて不正な取扱いは重大な罪であることを十分に周知する。	・関係職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、守秘義務を含む必要な知識の習得に資するための研修を実施している。併せて不正な取扱いは重大な罪であることを十分に周知する。	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年10月21日	令和3年7月13日	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月21日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	(高齢者の予防接種に関すること)宮崎市健康管理部健康支援課	(成人、高齢者の予防接種に関すること)宮崎市健康管理部健康支援課	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月21日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	(高齢者の予防接種に関すること)健康支援課長	(成人、高齢者の予防接種に関すること)健康支援課長	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	(高齢者の予防接種に関すること)宮崎市健康管理部健康支援課 感染症係 (小児の予防接種に関すること)宮崎市子ども未来部親子保健課 育児支援係	(成人、高齢者の予防接種に関すること)宮崎市健康管理部健康支援課 感染症係 (小児の予防接種に関すること)宮崎市子ども未来部親子保健課 医療給付係	事後	重要な変更事項でないため

令和4年12月21日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	(高齢者の予防接種に関すること) 宮崎市健康管理部健康支援課(市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2 電話番号 0985-29-5286	(成人、高齢者の予防接種に関すること) 宮崎市健康管理部健康支援課(市保健所4階) 〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6番地2 電話番号 0985-29-5286	事後	重要な変更事項でないため
令和4年12月21日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年7月13日	令和4年12月21日	事後	重要な変更事項でないため